(11)　平成十四年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十四年度市町村六十・〇％分」という。）

(ア)　平成十四年度市場公募都市（特別区及び平成十四年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）に係るもの

(ｱ)　平成十四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十四年度市町村五十・〇％分」という。）

(ア)　平成十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

エ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村六十二・五％分」という。）

(ア)　平成十三年度市場公募都市に係るもの

(ｱ)　平成十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

オ　アからエまでに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村五十・〇％分」という。）

(ア)　平成十三年度市場公募都市に係るもの

(ｱ)　平成十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

(12)　平成十四年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十四年度市町村六十・〇％分」という。）

(ア)　平成十四年度市場公募都市（特別区及び平成十四年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）に係るもの

(ｱ)　平成十四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十四年度市町村五十・〇％分」という。）